

## 理由

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続等を定めるとともに、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。